第十二条　施設の保安

１　各締約国政府は、送付済秘密情報が保管されている全ての政府の施設の保安に責任を有するものとする。

２　受領締約国政府は、政府の各施設について、送付済秘密情報の管理及び保護の責任及び権限を有する政府職員を任命することを確保する。

第十三条　送付済秘密情報の保管

受領締約国政府は、第八条の規定に従い許可されている個人に対してのみアクセスが認められることを確保する方法によって送付済秘密情報を保管する。

第十四条　送付済秘密情報の破壊

送付済秘密情報は、提供された目的に照らして保持する必要がなくなった場合には、受領締約国政府により、自国の国内法令及び手続に従い、当該送付済秘密情報の全部又は一部の復元を防止する方法によって破壊される。

第十五条　送付済秘密情報の複製

受領締約国政府は、文書その他の媒体の形態をとる送付済秘密情報を複製する場合には、当該送付済秘密情報に適用される全ての元の秘密指定の表示についても、複製し、又は各複製物に表示する。受領締約国政府は、あらゆる複製された送付済秘密情報を送付済秘密情報の原本と同じ管理の下に置く。受領締約国政府は、複製物の数を公用の目的のために必要とされる数に限定する。

第十六条　送付済秘密情報の翻訳

受領締約国政府は、送付済秘密情報の翻訳が、知る必要があり、かつ、第八条に定める必要な水準の秘密情報取扱資格を有する個人によって行われることを確保する。受領締約国政府は、当該翻訳の複製物の数を最小限にとどめ、及びその配布を管理する。あらゆる翻訳には、提供締約国政府の元の秘密指定に対応する受領締約国政府の秘密指定を表示するものとし、かつ、当該翻訳が送付済秘密情報を含むことを示す適当な注釈を当該翻訳を作成した言語により付すものとする。受領締約国政府は、当該翻訳を送付済秘密情報の原本と同じ管理の下に置く。

第十七条　契約者への送付済秘密情報の提供

受領締約国政府は、送付済秘密情報を契約者に対して提供する前に、自国の国内法令及び手続に従い、次のことを確保するために適当な措置をとる。

ａ　契約者の施設が、該当する秘密指定の水準において送付済秘密情報を保護する能力を有すること。

ｂ　送付済秘密情報にアクセスする全ての個人が、送付済秘密情報を保護するための自己の責任について通知されること。

ｃ　契約者が送付済秘密情報の全部又は一部を使用して作成する情報が、送付済秘密情報の使用、保管、破壊及び開示に関するこの協定の関連する規定に従って、当該送付済秘密情報の原本と同等の受領締約国政府の秘密指定の水準で表示され、かつ、当該原本と同等の保護を受けること。

ｄ　受領締約国政府の権限のある当局が、送付済秘密情報がこの協定において求められる方法と同様の方法によって適切に保護されることを確保するため、送付済秘密情報が保管され、又は送付済秘密情報へのアクセスが行われる各契約者の施設において、最初の及び定期的な保安検査を実施すること。

ｅ　権限のある当局が、秘密情報取扱資格を有し、かつ、送付済秘密情報にアクセスすることを許可されている個人の登録簿について、送付済秘密情報が保管され、又は送付済秘密情報へのアクセスが行われる各契約者の施設において保持されることを確保すること。

ｆ　権限のある当局が、送付済秘密情報の管理及び保護の責任及び権限を有する個人が各契約者の施設において任命されることを確保すること。

ｇ　権限のある当局が、契約者がこの協定において求められる方法と同様の方法によって送付済秘密情報の保護のために必要な秘密保持の措置を適用し、及び維持することを確保すること。

１　受領締約国政府は、送付済秘密情報の紛失又は漏せつは法人に開示されたことが判明しているか、又はこれらを疑うに足りる根拠があるあらゆる事例を調査する。

２　受領締約国政府は、送付済秘密情報のあらゆる紛失、漏せつ又は許可されていない開示及び紛失、漏せつ又は許可されていない開示の疑いについて提供締約国政府に迅速かつ十分に通報する。

３　受領締約国政府は、１に規定する調査の最終結果及び再発を防止するためにとられる措置の詳細を、書面により提供締約国政府に提供する。

第十九条　手続取決め及び実施取決め

１　両締約国政府は、この協定に従属し、かつ、この協定を実施するための補足的な規定を定める手続取決めを作成する。

２　権限のある当局は、その権限の範囲内で、この協定に従属し、かつ、この協定を実施するための補足的な規定を定める実施取決めを相互に決定することができる。

第二十条　紛争及び協議

１　両締約国政府は、この協定の実施に関し相互に協議する。

２　この協定、手続取決め及び実施取決めの解釈又は適用に関するいかなる事項も、両締約国政府の間の協議によってのみ解決されるものとする。

３　両締約国政府の権限のある当局は、実施取決めの実施に関して生ずる意見の相違を、当該権限のある当局の間の協議によって解決するものとする。

４　３の規定に従って意見の相違を解決することができない場合には、その問題は、２の規定に従って解決されるものとする。

第二十一条　秘密保持に係る代表者による訪問

この協定の履行については、両締約国政府の秘密保持に係る代表者による相互訪問を通じて促進することができる。両締約国政府が相互に同意する場合には、各締約国政府の秘密保持に係る代表者は、それぞれの秘密保持制度が適当な程度に同等のものとなることを達成するため、それぞれの秘密保持の手続について議論し、及びその実施を視察することを目的として、他方の締約国政府の施設を訪問することを許可される。

第二十二条　費用

各締約国政府は、自国の国内法令及び手続に従い、かつ、自国の毎年の予算の範囲内で、この協定に基づく自国の義務の履行において生ずる自己の費用を負担する。

第二十三条　効力発生、改正、有効期間及び終了

１　この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生のために必要なそれぞれの国内手続が完了した旨を相互に通告するために交換する外交上の公文の日付のうち、最後の日付の日に効力を生ずる。

２　この協定は、両締約国政府の間の書面による合意によって改正することができる。この協定の改正は、この協定の効力発生のための手続と同様の手続に従う。

３　この協定は、一年間効力を有し、一方の締約国政府が他方の締約国政府に対しこの協定を終了させる意思をそれぞれの一年の期間が満了する少なくとも九十日前に外交上の経路を通じて書面により通告しない限り、その効力は、一年間ずつ自動的に延長される。

４　この協定の終了の後においても、この協定に基づいて提供された全ての送付済秘密情報は、引き続きこの協定の規定に従って保護される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十五年七月八日に東京で、ひとしく正文である日本語、英語及びフランス語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
岩屋毅

カナダ政府のために
アニータ・アナンド